

令和7年度の区のデジタル化に関する取組等について

杉並区デジタル化推進基本方針及び杉並区デジタル化推進計画（第2次）等に基づき、今年度、以下のとおり行政のデジタル化に向けて取り組んでいきますので、ご報告します。

1 昨年度の取組状況について

取組項目	取組実績
行政保有データ等の利活用の推進	区ホームページのリニューアルに合わせ、区政情報ダッシュボード「すぎなみデータラウンジ」の運用を開始した。
住民情報系システムの標準化	令和7年度中の標準化システムの移行に向けたシステム構築を進めるとともに、国の取組進捗等を踏まえ、区の標準化移行方針の改定を行った（添付参考資料のとおり）。
庁内ネットワーク等の情報インフラの再構築	システム構築事業者選定・設計構築作業を進め、令和7年1月からは一部の部署において新システムの一部機能の試験運用を開始した。
統合内部情報システム※の再構築に向けた検討	令和11年度の新システム稼働を目指し、各システム事業者から情報提供依頼（RFI）を実施した。
デジタル人材の育成	電子申請フォームや生成AI研修などを通じた職員のデジタルスキル向上に取り組むとともに、DXに関する職員意識調査を実施した。
アナログ規制の見直し	書面や対面などのアナログ的な手法を前提としたルールについて、国の見直しマニュアルを参考に洗い出し調査を実施した。

※文書管理・庶務事務・財務会計等の業務を管理する内部情報系システム。

2 令和7年度の主な取組目標について

(1) デジタル技術活用による区民サービスの向上

上方修正したデジタル化推進計画に基づき、行政手続のオンライン対応を着実に進めるとともに、区民ニーズの高いキャッシュレス決済について取組の加速化を図るため、キャッシュレス決済導入に関する方針を令和7年度中を目途に策定する。

また、デジタル化の阻害となっている区独自の条例等について、現状分析を行うなど見直しに向けて取り組んでいく。

(2) デジタルデバйд対策の強化

デジタル技術の利用に不慣れな区民の不安解消と、区が提供するデジタルサービスの活用を促進することを目的に、デジタルに関する様々な相談ができる常設相談窓口を令和7年10月に開設する。

(3) 柔軟で多様な働き方を後押しするための情報インフラ再構築

リモート会議やテレワークがしやすくなるなど、時間や場所にとらわれない勤務環境を実現することで職員の手取り時間の増加を図っていくため、セキュリティ上の安全性の高いクラウドサービスの利用や持ち運びしやすいパソコンの配備など、令和7年10月に庁内ネットワーク等の情報インフラを再構築する。

(4) 行政内部のDXを加速化するための人材育成

職員のデジタルスキルの向上、苦手意識の緩和・解消を図っていくため、身近な場所で最新のICT技術に触れる機会を設ける等、職員の意識啓発に取り組む。

また、全庁横断的なDXの取組を加速させていくため、デジタル人材の育成に関する方針を令和7年度中を目途に策定する。

(5) 円滑な標準化システムへの移行

令和8年1月の住民情報系システムの標準化に向けて、関係課・事業者とこれまで以上に連携を密にしながら、円滑なシステムの稼働に取り組む。

また、一部の作業に遅れが生じているシステムについても、区民サービス等に支障がないよう、必要な対応を行っていく。

(6) 統合内部情報システムの再構築に向けた検討

令和6年度に実施したRFIの実施結果に基づき、現行システムとの機能差異の分析や新システムの調達方式を検討するなど、令和8年度のシステム構築事業者選定に向けた準備を進める。

3 推進体制について

○上記に掲げた取組のうち、特に専門性が高い事項等については、その内容の研究や今後の取組の進め方などを具体的に検討するため、デジタル・セキュリティ部会のもとに、次の検討グループを置く。

- ・住民情報系システム標準化検討グループ
- ・DX人材育成検討グループ
- ・デジタルデバйд対策検討グループ
- ・統合内部情報システム再構築検討グループ
- ・アナログ規制見直し検討グループ

※各グループの構成は、別紙のとおり。

○検討グループにおける検討等を円滑に進めるための調査・資料調整等を行うため、必要に応じて、各検討グループに作業チームを設置する。

令和7年度のデジタル・セキュリティ部会における検討グループの構成について

デジタル・セキュリティ部会					
検討グループ名称	住民情報系システム標準化 検討グループ	DX人材育成 検討グループ	デジタルデバйд対策 検討グループ	統合内部情報システム再構築 検討グループ	アナログ規制見直し 検討グループ
グループ長	区政イノベーション担当部長	区政イノベーション担当部長	区政イノベーション担当部長	区政イノベーション担当部長	区政イノベーション担当部長
副グループ長	情報システム担当課長	デジタル戦略担当課長 人材育成担当課長	デジタル戦略担当課長	情報システム担当課長	デジタル戦略担当課長
グループ 構成員	1 情報管理課長	区政経営改革担当課長	情報管理課長	区政経営改革担当課長	区政経営改革担当課長
	2 デジタル戦略担当課長	情報システム担当課長	地域課長	財政課長	総務課長
	3 区民課長	人事課長	文化・交流課長	情報管理課長	政策法務担当課長
	4 課税課長	職員団体推薦(3名)	障害者施策課長	デジタル戦略担当課長	その他職員(6名)
	5 納税課長	その他職員(4名)	障害者施設支援課長	総務課長	計11名
	6 国保年金課長	計13名	高齢者施策課長	コンプライアンス推進担当課長	
	7 障害者施策課長		生活自立支援担当課長	人事課長	
	8 介護保険課長		子ども家庭支援課長	職員厚生担当課長	
	9 杉並福祉事務所長		学校ICT担当課長	人材育成担当課長	
	10 健診担当課長		計11名	経理課長	
	11 保健予防課長			区政相談課長	
	12 保健サービス課長			会計課長	
	13 子ども家庭部管理課長			庶務課長	
	14 地域子育て支援課長			計15名	
	15 保育課長				
	16 学務課長				
	17 選挙管理委員会事務局長				
	18 職員団体推薦(3名) 計22名				
事務局	情報システム担当	デジタル戦略担当 人材育成担当	デジタル戦略担当	情報システム担当	デジタル戦略担当

【改定の背景】

- 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」の改定(R6.12)
- 「地方公共団体向けガバメントクラウド移行に係る手順書」の改定(R6.6) 等

【改定のポイント】 →改定箇所は赤字・下線で表記

- 特定移行支援システムを踏まえた「基本的な考え方」の修正
- 補助金の交付対象期間の延長について追記
- 一部機能の経過措置について追記
- 国が示すガバメントクラウドに係る業務（回線運用補助・ガバクラ統合運用管理）の追記
- 区の組織名称変更に伴う推進体制の修正

1 区の住民情報系システムの現状

No.	対象業務	区の該当するシステム		主管課
		中央電算	小型電算	
1	住民記録	総合行政システム(RKKCS)	－	区民課
2	個人住民税	総合行政システム(RKKCS)	－	課税課、納税課
3	軽自動車税	総合行政システム(RKKCS)	－	課税課
4	介護保険	総合行政システム(RKKCS)	－	介護保険課
5	障害者福祉	MCWEL高齢障害システム(富士通Japan)	福祉総合システム「ふれあい」(北日本コンピューター)	障害者施策課
6	就学	－	学齢簿システム(富士通Japan)	学務課
7	選挙人名簿	－	選挙人名簿管理システム(行政システム) 在外投票システム(ムサシ)	選挙管理委員会事務局
8	国民年金	総合行政システム(RKKCS)	－	国保年金課
9	後期高齢者医療	総合行政システム(RKKCS)	－	国保年金課
10	生活保護	－	LIPLAS(株式会社BCC) RezeptPlus(富士通Japan)	杉並福祉事務所
11	健康管理	－	母子保健 } 成人健診 } WEL-MOTHER 予防接種 } (日本コンピューター)	地域子育て支援課 等 健康推進課 等 保健予防課
12	児童手当	MISALIO福祉子育てシステム(富士通Japan)	－	子ども家庭部管理課
13	児童扶養手当	－	R-stage(電算)	子ども家庭部管理課
14	子ども子育て支援	MISALIO福祉子育てシステム(富士通Japan)	ひつじ(日本システムブレーンズ)	保育課
15	国民健康保険	総合行政システム(RKKCS)	－	国保年金課
16	印鑑登録	総合行政システム(RKKCS)	－	区民課
17	戸籍	－	戸籍総合システムブックレス(富士フィルム)	区民課
18	戸籍の附票	－		区民課

※標準化対象外の住民情報系システム：(中央電算)区民農園、高齢者福祉サービスなど (小型電算)貸付資金管理、被災者生活再建支援など
※福祉総合システム「ふれあい」については、令和6年1月に中央電算（MCWEL高齢障害システム）に統合済。

2 国が示す標準化の意義・目的

- (1) コスト削減・ベンダロックインの解消
- (2) 行政サービス・住民の利便性の向上
- (3) 行政運営の効率化

3 標準化の取組における区の基本的な考え方

- (1) 国が定める期間内(令和7年度中)に原則標準化を行う
- (2) BPR(業務改革)を実行し、カスタマイズのないシステムを目指す
- (3) 安全かつ円滑な移行を実現する
- (4) 原則ガバメントクラウドを利用する

4 調達範囲・調達単位

①基幹系業務（住民記録、個人住民税など）、共通機能の一部（申請管理、統合収滞納など）

②福祉子育て系業務（障害者福祉、児童手当、子ども子育て支援）

③選挙人名簿、就学、生活保護、健康管理、児童扶養手当、戸籍、戸籍の附票

④共通機能の一部（庁内データ連携、団体内統合宛名管理など）、その他機能（職員認証など）

⑤回線運用（ネットワーク運用管理）補助に係る業務

情報管理課で調達

…各課で調達

情報管理課で調達

※ガバメントクラウド運用管理補助業務は①～④に含む。ガバメントクラウド統合運用管理業務は⑤に含む。

5 移行時期・方式

R7.12末～R8.1

※ガバメントクラウドについては、R6年度後半からの利用開始を目指す

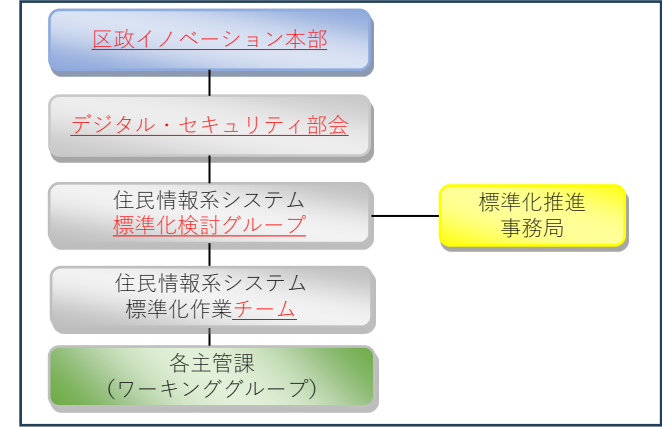
6 システム選定

現行システムのバージョンアップとして行う(Bパターン)

8 スケジュール（主なもの）

令和5年2月	RFIの実施
令和5年4月	移行計画書の作成
令和5年5月～8月	事業者と主管課の比較分析結果の突合作業
令和6年2月～3月	ガバメントクラウド運用管理補助者の選定
令和6年4月～5月	デジタル庁とガバメントクラウドの利用権付与等に係る契約の締結
令和6年4月～5月	各業務のシステム開発事業者と契約締結
令和6年4月～9月	文字同定結果・文字変換方針の合意
令和6年5月～	ガバメントクラウドとの接続、個別領域の環境設定
令和6年6月～	特定個人情報保護評価（PIA）の実施
令和6年9月～	各業務システムの運用・機能確認（適合性確認等）
令和6年11月～	各業務システムのデータ移行・各種設定
令和7年4月～	各業務システムのテスト・研修
令和7年5月～	条例・規則等改正
令和8年1月	標準準拠システム稼働開始（特定移行支援システムを除く）

7 推進体制



住民情報系システム標準化移行方針 【第 3.0 版】

杉並区

改訂履歴

版数	年月	改定内容
1	令和 5 年 2 月	新規策定
2	令和 6 年 2 月	改訂（下記ドキュメント発出等を踏まえた変更） ・地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更（令和 5 年 9 月 8 日閣議決定） ・地方公共団体向けガバメントクラウド移行に係る手順書【第 1.0 版】（令和 5 年 9 月） ・地方公共団体情報システム 共通機能標準仕様書【第 2.0 版】（令和 5 年 3 月） ・地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書【第 2.0 版】（令和 5 年 3 月）
3	令和 7 年 3 月	改訂（下記ドキュメント発出等を踏まえた変更） ・地方公共団体向けガバメントクラウド移行に係る手順書【第 2.0 版】（令和 6 年 6 月） ・地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定） ・その他、区の取組進捗等を踏まえた変更等

目次

はじめに	1
1 区の住民情報系システムの現状	2
2 国が示す標準化の意義・目的	4
(1) コスト削減・ベンダロックインの解消	4
(2) 行政サービス・住民の利便性の向上	4
(3) 行政運営の効率化	4
3 標準化の取組における区の基本的な考え方	5
(1) 国が定める期間内に原則標準化を行う	5
(2) BPR を実行し、カスタマイズのないシステムを目指す	5
(3) 安全かつ円滑な移行を実現する	6
(4) 原則ガバメントクラウドを利用する	6
4 調達範囲・調達単位	6
(1) 標準化対象業務	7
(2) 独自施策システム等（標準化対象外業務・標準化対象外機能）	8
(3) 独自機能・標準化検証機能	10
(4) 共通機能	10
(5) ガバメントクラウド運用管理補助業務	11
(6) 回線運用（ネットワーク運用管理）補助業務	12
5 移行時期・方式	12
6 システム選定	13
(1) 選定方法	13
(2) 適合性確認	14
7 推進体制	15
(1) 推進体制組織図	15
(2) 各組織の役割	15
(3) PMO 支援業務委託事業者	16
8 スケジュール	16
9 本方針の改定	17
別添 用語集	18

はじめに

現在、我が国の住民生活に身近な行政サービスの多くは、自治体が担っている。今後、自治体は少子高齢化に伴う人口減少により労働力の供給に制約が生じ、我が国を取り巻く環境に不確実さが増す中においても、住民の健康で文化的な生活と地域経済を守るため、安定的かつ持続可能な形で、行政サービスを提供し続ける必要がある。そのためには、職員が、企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければならない業務に注力できる環境を作れるよう、制度や組織、業務の在り方等を変革していくことが求められている。

こうした中、行政サービスを支える自治体の住民情報系システムは、各自治体が個別に開発し、カスタマイズを行ってきた結果として、維持管理や制度改正時の改修等において、自治体の人的・財政的負担が大きく、情報システムの差異の調整が負担となっている。

そのため、国は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」を令和2年12月25日に閣議決定し、自治体の住民情報系システムの統一・標準化（以下「標準化」という。）に取り組むこととした。さらに国は、令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）を成立させ、自治体に対して、標準化法に定める基準（以下「標準化基準」という。）¹を規定した標準仕様書²の内容に適合する業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付けるとともに、ガバメントクラウド³を利用することを努力義務とした。その標準化の推進に関する基本的な事項については、標準化法第5条第1項に基づき、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「基本方針」という。）が策定され、令和4年10月7日に閣議決定がなされたところである。

杉並区（以下「区」という。）においては、令和3年7月に標準化に関する具体的な検討を行うため、「住民情報系システム標準化検討部会」及び「住民情報系システム標準化作業部会」を設置し、検討を積み重ね、令和3年度に「住民情報系システム標準化に向けた現時点での考え方について」として、標準化に向けた基本的な対応方針の整理を行った。

また、令和4年度を始期とする「杉並区デジタル化推進計画」においても、住民情報系システムの標準化を「行政内部のデジタル化による効率化の推進」の主な取組の一つとして掲げ、標準化の加速を図るよう位置付けている。

本方針は、これら国の動向や区での検討経過を踏まえ、標準化に向けた取組の方針を明確化することにより、区における標準化の取組をより一層推進させていくことを目的に策定したものである。

なお、本方針に基づき、移行工程や手順等を具体化した「移行計画書」を別途作成する。

¹ 標準化法第6条第1項に基づき定める基準（機能標準化基準）と標準化法第7条第1項に基づき定める基準（共通標準化基準）がある。

² 標準化基準で定める内容を盛り込んだ、各システムが提供する機能に関する要件の標準を規定した仕様書のこと。

³ デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第29条の規定に基づき、デジタル庁が政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから、別途定める要件を満たすクラウドサービス事業者（CSP）と契約を締結し、整備するクラウド環境をいう。

1 区の住民情報系システムの現状

区では、大小合わせて 50 以上の住民情報系システムが稼働しており、日々、区民サービスの提供を支えている。そのうち、図表 1－1 に示すとおり、情報管理課が管理・運用する住民記録システムや住民税システムなどの中央電子計算組織（以下「中央電算」という。）と、それ以外の各主管課が管理・運用する生活保護システムや戸籍事務処理システムなどの小型電子計算組織（以下「小型電算」という。）に大きく分類される。

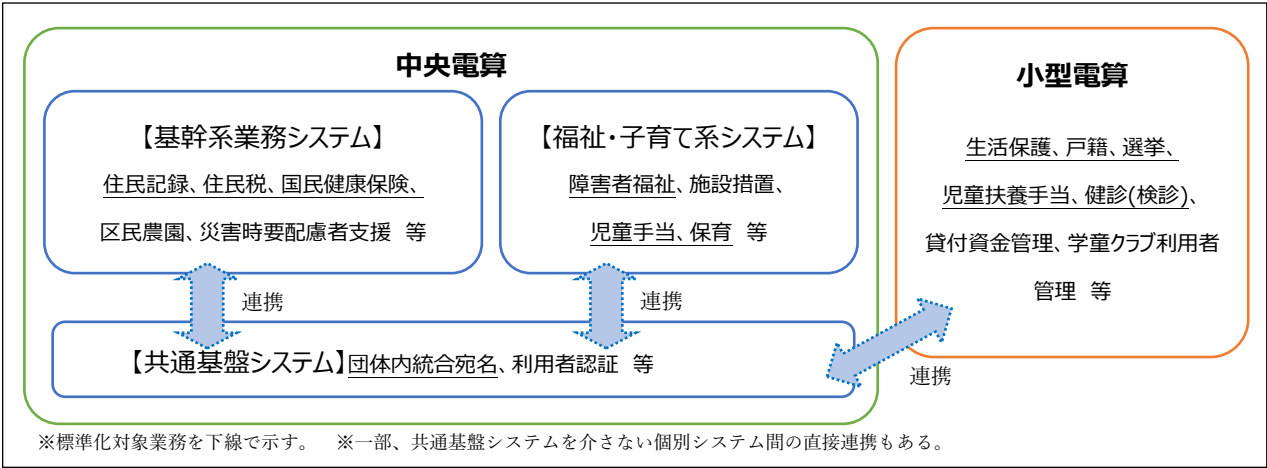
中央電算に該当するシステムは、図表 1－2 のとおりである。各システムは、導入時の調達単位により、基幹系業務システム、福祉・子育て系システム及び共通基盤システムに分類されており、いずれも異なる事業者が提供するパッケージシステムである。

小型電算は、各システムの特性や設置に至る経緯等により個別調達されており、以下①～④の形態が存在している。

- ① パッケージシステム（部分的にカスタマイズしたものを含む）を使用しているもの
- ② 区独自で開発した、パッケージ以外のシステムを使用しているもの
- ③ 表計算やデータベース用のソフトウェア等を使用した簡易なもの
- ④ 区以外の機関等が整備・運用するシステム（外部システム）を使用しているもの

そのうち、データ移行やシステム間の連携に係る調整等、標準化による影響が大きいと考えられる①及び②に該当するシステムは、図表 1－3 のとおりである。

図表 1－1 区の住民情報系システムの全体像



図表 1－2 中央電算一覧

No	システム名	主管課
1	住民記録システム	区民課
2	印鑑登録システム	区民課
3	証明書コンビニ交付システム	課税課、区民課
4	住民税システム	課税課、納税課
5	軽自動車税システム	課税課

No	システム名	主管課
6	滞納整理システム	課税課、納税課、国保年金課、介護保険課
7	区民農園システム	産業振興センター
8	災害時要配慮者支援システム	保健福祉部管理課、防災課
9	国民健康保険システム	国保年金課
10	後期高齢者医療システム	国保年金課
11	国民年金システム	国保年金課
12	障害者福祉システム	障害者施策課
13	老人福祉システム	高齢者施策課、高齢者在宅支援課
14	高齢者福祉サービスシステム	高齢者在宅支援課
15	施設措置システム	高齢者在宅支援課
16	介護保険システム	介護保険課
17	児童手当システム	子ども家庭部管理課
18	ひとり親家庭等医療費助成システム	子ども家庭部管理課
19	子ども医療費助成システム ⁴	子ども家庭部管理課
20	保育システム	保育課
21	宛名管理システム	データ管理主管課共通
22	共通基盤システム（番号制度対応機能）	個人番号利用事務主管課共通
23	利用者認証（システム共通）	情報管理課
24	申請管理システム	情報管理課

図表 1 - 3 小型電算一覧

No.	システム名	主管課
1	保育所入所選考システム	保育課
2	生活保護システム	杉並福祉事務所
3	生活保護レセプト管理システム	杉並福祉事務所
4	児童扶養手当システム	子ども家庭部管理課
5	障害福祉総合システム ⁵	障害者施策課、保健予防課、保健サービス課
6	戸籍事務処理システム	区民課
7	就学児童・生徒情報等管理システム	学務課
8	予防接種台帳管理	保健予防課
9	健診(検診)等データ管理システム	健康推進課、国保年金課
10	母子保健システム	地域子育て支援課、保健サービス課
11	選挙人名簿管理システム	選挙管理委員会事務局

⁴ 令和 5 年度に医療費助成制度の対象が拡大したため、「乳幼児及び義務教育就学児医療費助成システム」から変更。

⁵ 障害者福祉業務のうち、障害者手帳や自立支援等の業務に係るシステムを指す。令和 6 年 1 月に中央電算（図表 1 - 2 No.12 障害者福祉システム）に統合。

No.	システム名	主管課
12	在外選挙システム	選挙管理委員会事務局
13	私立幼稚園等保護者補助金算定システム	保育課
14	中国残留邦人等支援給付システム	杉並福祉事務所
15	学童クラブ利用者管理・利用料徴収事務システム	児童青少年課
16	貸付資金管理システム	保健福祉部管理課、杉並福祉事務所、学務課
17	子ども家庭相談システム	子ども家庭支援課、児童相談所設置準備課
18	被災者生活再建支援システム	防災課、地域課、保健福祉部管理課

2 国が示す標準化の意義・目的

国は、先述した自治体の住民情報系システムに係る課題等を踏まえ、標準化の意義・目的を以下の3点としている。

(1) コスト削減・ベンダロックインの解消

ガバメントクラウドによるインフラの共同利用や、標準準拠システムの導入による各自治体での情報システムの個別開発を廃止することにより、人的・財政的な負担の軽減を目指す⁶。また、システムで管理するデータ項目や形式をはじめ、機能や様式・帳票などについて、国が標準を定めることにより、システム間のデータ移行の円滑化に繋がり、事業者の切替を容易にする。

(2) 行政サービス・住民の利便性の向上

システム調達等の業務に従事していた職員を、企画立案や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければ真にできない業務に振り向け、行政サービスの向上に寄与する。また、標準化対象システムとマイナポータルによるぴったりサービス等との接続など、行政手続のオンライン化に寄与するシステム連携の要件が今後標準化され、エンドトゥエンドでのオンライン化が広く実現されれば、更に住民の利便性の向上に資することとなる。

(3) 行政運営の効率化

標準準拠システムの利用にあわせて業務フローを見直すことで、行政運営の効率化に資することが期待される。

⁶ 国は「デジタル・ガバメント実行計画」において、標準化・クラウド化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の令和8年度までに平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すとしている。

3 標準化の取組における区の基本的な考え方

区においては、国の示す標準化の意義・目的を念頭に置くとともに、区の現状等を踏まえ、以下の4点を標準化の取組における基本的な考え方と位置付けることとする。

なお、本書においては、標準準拠システムへの移行（アプリケーションの標準化）を「シフト」、ガバメントクラウド等稼働環境（インフラ）の変更を「リフト」と定義し、単に「移行」と表現する場合は、内容に応じてシフト・リフトのいずれか、または双方を指すこととする。

（１）国が定める期間内に原則標準化を行う

国は、令和5年度から令和7年度までを移行支援期間と位置付け、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行することを目指して自治体を支援するほか、令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム⁷についても「特定移行支援システム」として支援することとしている。その支援のうち、移行等に要する経費に係る財政支援として、デジタル基盤改革支援補助金（「以下「補助金」という。）が国から示されているが、令和12年度を目途にすべての標準化対象業務を標準準拠システムに移行する場合に限って補助の対象としているため、区としても標準化対象業務（18業務）の全てを国が定める期間内に、標準化の対応を行うこととする。

なお、当該補助金の令和6年3月時点における区への補助基準額（上限）は、総額で1,605,023千円であるが、今後も標準準拠システムへの移行に係る必要な経費について国の更なる財政支援を求めていく。

（２）BPRを実行し、カスタマイズのないシステムを目指す

現行の業務フローが標準仕様書に適合していない場合、標準化の趣旨に鑑み、標準準拠システムに対してのカスタマイズは原則として行わず、BPR（業務改革）を行う必要がある。その上で、「デジタル3原則⁸」の考え方のもと、区民等サービス利用者の目線に立ち、デジタル処理を前提とした業務フローの構築を目指し、積極的に業務を見直していく。

業務フローを標準仕様書に適合するよう見直すことは、令和7年度の標準化対応後、ライフサイクルによるシステムの入替を行う際に、事業者間の競争環境が確保されることで、ベンダロックインによる費用の高止まりや契約形態の硬直化を回避し、移行経費等を抑えることができると考えられる。

また、国は、標準化基準に適合したデータを活用し、ガバメントクラウド上に全国で共用可能なシステムを構築することで、新しい行政需要へ迅速に対応することを目指している。区としても、標準化により、住民情報系システムのデータを活用した新たな区民サービスの迅速かつ柔軟な展開に寄与するよう、システムを構築していくこととする。

⁷ 該当する事由として、移行の難易度が高いシステムのほか、事業者のリソース逼迫などがある。

⁸ 手続やサービスが一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」、一度提出した情報は再度の提出を不要とする「ワンスオンリー」、複数の手続・サービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」の3つの原則をいう。

（３）安全かつ円滑な移行を実現する

住民情報系システムは区民生活に直結する大規模なシステムであり、それらを限られた期間の中で切り替える大きなプロジェクトとなることから、安全かつ円滑な移行を前提に、可能な限りリスクを最小化するための最善・最適な方法を選択することとする。また、移行に当たっては、国が示す「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（以下「国の手順書」という。）」に基づき、主管課及び事業者と緊密に連携を取りながら、丁寧かつ慎重に進めることとする。

（４）原則ガバメントクラウドを利用する

国は、ガバメントクラウドを利用することを自治体の努力義務としており、標準準拠システムを利用するに当たっては、ガバメントクラウドの利用を第一に検討すべきであるとしている。

また、標準化対象外のシステムであっても、現状、標準化対象業務に係るシステムと同じパッケージで提供されているシステムや、標準準拠システムと連携を行うシステムなど、標準準拠システムと同じ環境に構築することが効率的であると自治体が判断するシステム（以下「関連システム」という。）については、ガバメントクラウド上に構築することができるとしている⁹。

一方で、性能面や経済合理性を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、ガバメントクラウド以外のクラウド環境（以下「その他のクラウド」という。）についても利用することを妨げないとしており、性能・経済性比較の結果を公表し、継続してモニタリングすることやガバメントクラウド上の標準準拠システム等と必要なデータ連携を可能とすることを条件に、補助金の交付を認めるとしている¹⁰。

現時点において、多くのアプリケーション提供事業者（以下「ASP」という。）は、ガバメントクラウド上での稼働を前提に標準準拠システムを設計しており、区がガバメントクラウド以外の利用を積極的に検討できる状況にはないため、標準準拠システムをガバメントクラウドへ移行することを原則としつつ、国や他自治体の動向、その他のクラウド提供事業者の対応方針等に留意し、トータルコストの抑制に資するよう継続的に検討を行っていくこととする。

なお、ガバメントクラウドへの移行に当たっては、国が示す「地方公共団体情報システムガバメントクラウド移行に係る手順書」を踏まえて取組検討を進めていく。

4 調達範囲・調達単位

標準化に当たっては、標準化対象業務に係るシステムに加え、共通機能やガバメントクラウド運用管理補助者等の調達も必要であり、その範囲及び単位の全体像は、図表４－１のとおりである。なお、標準化対象外のシステムや統合運用管理業務の調達については、現行どおりとする。

⁹ 基本方針「4.3.2 ガバメントクラウド上に構築することができるシステム」による。

¹⁰ 「デジタル基盤改革補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）事務処理要領」による。

図表 4－1 調達単位

調達単位	標準仕様書の業務・共通機能等	調達主体
①	住民記録、個人住民税、軽自動車税、介護保険、国民年金、後期高齢者医療、国民健康保険、印鑑登録、共通機能（申請管理、EUC（一部）、統合収滞納管理） ※ガバメントクラウド運用管理補助業務を含む	情報管理課
②	障害者福祉、児童手当、子ども子育て支援 ※ガバメントクラウド運用管理補助業務を含む	情報管理課
③	選挙人名簿、就学、生活保護、健康管理、児童扶養手当、戸籍、戸籍の附票 ※ガバメントクラウド運用管理補助業務を含む	各主管課
④	共通機能（庁内データ連携、団体内統合宛名管理、EUC（一部））、その他中央電算の共通機能（職員認証、職員ポータル、共通マスタ（全国住所辞書情報、金融機関情報等）、文字管理等） ※ガバメントクラウド運用管理補助業務を含む	情報管理課
⑤	回線運用（ネットワーク運用管理）補助に係る業務 ※ガバメントクラウド統合運用管理補助業務を含む	情報管理課

（１）標準化対象業務

標準化法に定める 20 業務のうち、特別区では実施していない「固定資産税」及び「法人住民税」の 2 業務を除く 18 業務を標準化の対象業務とし、令和 5 年 3 月末時点で公表された標準仕様書に準拠したシステムへ移行する¹¹。対象となるシステムについては、図表 4－2 のとおりである。

そのうち、中央電算については、複数業務を同一のパッケージシステムとして一体的に運用し、操作性の統一や円滑なデータ連携・データ共有を実現していることから、図表 4－1 で示した現行の「基幹系業務システム」（調達単位①）及び「福祉・子育て系業務システム」（調達単位②）の枠組みのまま一括で調達することを基本とする。

また、小型電算については、各主管課により個別に調達されていることから、現行と同様、調達単位③の範囲において、業務システムごとの調達を基本とするが、標準仕様書におけるサブユニットの規定に基づき、他の調達単位の中に組み入れて調達しなければならない場合¹²については、その限りではない。

なお、標準化対象業務の標準準拠システム間におけるデータ連携について、オールインワンパッケージシステムを採用する場合は、連携要件によらず、従来の方法で連携を実装することが許容されて

¹¹ 令和 5 年度に初めて公表される場合は、当該公表された標準仕様書に基づく。また、令和 5 年 4 月以降の標準仕様書の改定への対応については、令和 7 年度までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和 8 年度以降のシステム改修時において、標準に適合させることとされている。

¹² 「子ども子育て支援」業務における「私立幼稚園等保護者補助金算定システム」が該当する。

おり（いわゆる「パッケージ特例」）、区でも基幹系業務システムなどについては、この特例を適用する。

図表 4 - 2 標準化対象業務に係る現行システム一覧

No.	工程 区分	対象業務	区の該当するシステム		主管課
			中央電算	小型電算	
1	－	住民記録	総合行政システム(RKKCS)	－	区民課
2	第 1 G	個人住民税	総合行政システム(RKKCS)	－	課税課、納税課
3		軽自動車税	総合行政システム(RKKCS)	－	課税課
4		介護保険	総合行政システム(RKKCS)	－	介護保険課
5		障害者福祉	MCWEL高齢障害システム(富士通Japan)	福祉総合システム「ふれあい」 ※ (北日本コンピューター)	障害者施策課
6		就学	－	学齢簿システム(富士通Japan)	学務課
7	第 2 G	選挙人名簿	－	選挙人名簿管理システム(行政システム) 在外投票システム(ムサシ)	選挙管理委員会事務局
8		国民年金	総合行政システム(RKKCS)	－	国保年金課
9		後期高齢者医療	総合行政システム(RKKCS)	－	国保年金課
10		生活保護	－	LIPLAS(株式会社BCC) RezeptPlus(富士通Japan)	杉並福祉事務所
11		健康管理	－	母子保健 } 成人健診 } WEL-MOTHER 予防接種 } (日本コンピューター)	地域子育て支援課 等 健康推進課 等 保健予防課
12		児童手当	MISALIO福祉子育てシステム(富士通Japan)	－	子ども家庭部管理課
13		児童扶養手当	－	R-stage(電算)	子ども家庭部管理課
14		子ども子育て支援	MISALIO福祉子育てシステム(富士通Japan)	ひつじ(日本システムブレーンズ)	保育課
15		国民健康保険	総合行政システム(RKKCS)	－	国保年金課
16		印鑑登録	総合行政システム(RKKCS)	－	区民課
17		戸籍	－	戸籍総合システムブックレス	区民課
18		戸籍の附票	－	(富士フィルム)	区民課

※ 福祉総合システム「ふれあい」は、令和6年1月に中央電算（MCWEL高齢障害システム）に統合。

（2）独自施策システム等（標準化対象外業務・標準化対象外機能）

区における区民農園や高齢者福祉サービスなどの標準化対象外業務に加え、障害者福祉業務におけるタクシー券事業、介護保険業務における設備給付事業など、標準化対象業務であっても標準仕様書に明示的に標準化対象外としている施策に係る機能（以下「標準化対象外機能」という）に該当するシステム（図表4-3のとおり）について、国は「独自施策システム等」と位置付けている。これらのシステムについては、標準準拠システムと連携する場合、原則として標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合により構築する必要がある。

一方、独自施策システム等を含むオールインワンパッケージシステムの場合、事業者の責任において当分の間の経過措置として、連携要件によらず従来の方法で連携等を行うことを可能としている（いわゆる「パッケージ経過措置」）。

区においても、原則として疎結合による構築を行うこととするが、限られた期間で安全かつ確実に移行する観点から、必要に応じてパッケージ経過措置の適用も行いながら構築を行うこととする。

図表 4 - 3 標準化対象外業務及び標準化対象外機能に係る現行システム一覧

No.	対象外業務（機能） ※ 1	区分	該当するシステム	主管課
1	証明書コンビニ交付	中央電算	総合行政システム(RKKCS)	課税課、区民課
2	区民農園		総合行政システム(RKKCS)	産業振興センター
3	災害時要配慮者支援		総合行政システム(RKKCS)	保健福祉部管理課
4	老人福祉		MCWEL高齢障害システム(富士通Japan)	高齢者施策課
5	高齢者福祉サービス		MCWEL高齢障害システム(富士通Japan)	高齢者在宅支援課
6	施設措置		MCWEL高齢障害システム(富士通Japan)	高齢者在宅支援課
7	介護保険（設備給付）		MCWEL高齢障害システム(富士通Japan)	介護保険課
8	ひとり親家庭等医療費助成		MISALIO福祉子育てシステム(富士通Japan)	子ども家庭部管理課
9	児童育成手当		MISALIO福祉子育てシステム(富士通Japan)	子ども家庭部管理課
10	子ども医療費助成		MISALIO福祉子育てシステム(富士通Japan)	子ども家庭部管理課
11	宛名管理		総合行政システム(RKKCS)	データ管理主管課共通
12	利用者認証（システム共通）		共通基盤システム（NEC）	情報管理課
13	保育所入所選考	小型電算	Human Centric AI Zinrai(富士通Japan)	保育課
14	中国残留邦人等支援給付		LIPLAS(株式会社BCC)	杉並福祉事務所
15	学童クラブ利用者管理・利用料徴収事務		「こあらのランドセル」(日本システムブレーンズ)	児童青少年課
16	貸付資金管理		福祉総合システム「ふれあい」(北日本コンピューター)	杉並福祉事務所 等
17	子ども家庭相談		児童家庭相談システム (シャープマーケティングジャパン)	子ども家庭支援課、 児童相談所設置準備課
18	被災者生活再建支援		被災者生活再建支援システム(NTT東日本)	防災課、地域課 等

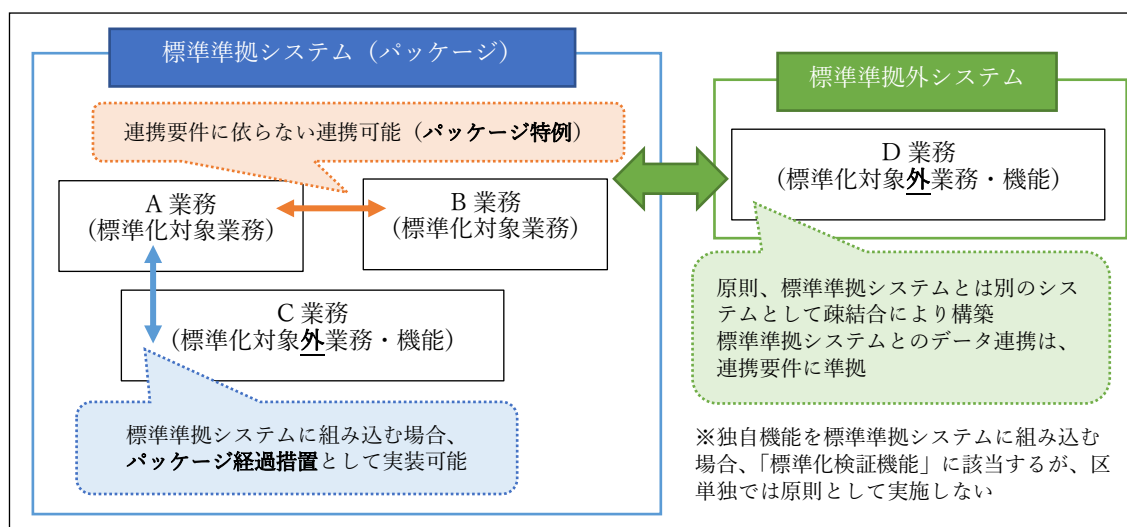
※ 1 標準化対象外業務及び標準化対象外機能を中心に構成されるシステムを記載している。

（３）独自機能・標準化検証機能

標準化対象業務において、標準仕様書の中で標準化対象外と明記されていないが、実装必須機能、標準オプション機能、実装不可機能のいずれにも位置付けられていない機能¹³（以下「独自機能」という。）については、原則として実装不可機能として扱うとされている。

例外的に、自治体や事業者の創意工夫により新たな機能を試行的に実装させる目的で、他の自治体でも必要性が高いと考えられる場合は「標準化検証機能」として実装が可能とされているが、実装する自治体においてその内容を公表し、費用対効果の検討結果を他の自治体と共有すること等の条件が付されることから、区単独での標準化検証機能の実装は、原則として行わないこととする。

図表４－４ 標準化対象外業務等の実装イメージ



（４）共通機能

複数の標準準拠システムにおいて共通して必要な機能のうち、図表４－５に示す「地方公共団体情報システム共通機能仕様書」（以下「共通機能仕様書」という。）が対象とする機能については、各業務の標準準拠システムと疎結合の形で別システムとして機能配置することが想定されているため、原則として各業務の標準準拠システムとは別に調達することとする（調達単位④）。

ただし、EUC機能の一部や統合収滞納管理機能については、個別業務との密接性・関連性や事業者の実装方針を考慮し、業務システム側に構築することとする。

また、中央電算については、共通機能仕様書の対象外となっているその他の共通機能のうち、現行において共通基盤システムで一体的に提供されている機能（職員認証、職員ポータル、共通マスタ（全国住所辞書情報、金融機関情報等）、文字管理等など）についても、調達単位④に含めて調達することとする。

このほか、標準準拠システム以外のシステムについても、共通機能を利用することができるが、その際は、共通機能仕様書に規定される内容を踏まえ、情報管理課及び共通機能を提供する事業者と調整を行うこととする。

¹³ 帳票のソート順やフラグ管理等、機能要件の中で定義される、より詳細な機能を想定する。

なお、住登外者宛名番号管理機能については区において利用しないため、実装対象外とする。

図表 4 - 5 共通機能仕様書に定められた共通機能

機能名	機能概要
申請管理機能	申請者が自治体に対し申請手続等を行うマイナポータル等と標準準拠システムの間を連携する機能
庁内データ連携機能	標準準拠システムが、他の標準準拠システムにデータを送信又は他の標準準拠システムからデータを受信することを効率的かつ円滑に行う機能
住登外者宛名番号管理機能	庁内で管理する住登外者を一意に特定するための住登外者宛名番号を管理する機能
団体内統合宛名機能	団体内統合宛名番号を付番し、中間サーバと連携する機能
EUC 機能	職員自身が表計算ソフト等を用いて情報を活用するために住民情報系システムのデータを抽出、分析、加工、出力する機能
統合収滞納管理機能	各賦課業務（税務、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、子ども・子育て支援）における共通的な収納・滞納管理業務行う機能

（５）ガバメントクラウド運用管理補助業務

ガバメントクラウドの利用に当たり、自治体は事業者（以下「ガバメントクラウド運用管理補助者」という。）とガバメントクラウド運用管理補助業務に係る契約を締結し、自治体ごとに割り当てられたクラウドの利用に係る権限の一部又は全部を付与することで、その管理運用を委託できるとされている。

区においても、運用管理の確実性・安定性のほか、クラウド利用に係る各種調整作業の負担軽減等を考慮し、原則としてガバメントクラウド運用管理補助者へ当該業務の委託を行うこととする。

また、ガバメントクラウドの利用に当たっては、ガバメントクラウド運用管理補助者が、複数の自治体から付与された権限をもとに運用管理を行う「ガバメントクラウド共同利用方式（以下「共同利用方式」という。）」と、自治体が自ら直営で運用管理を行う「ガバメントクラウド単独利用方式（以下「単独利用方式」という。）」があり、前者については、ガバメントクラウド運用管理補助者への委託が前提となる。

国は、標準準拠システム等の効率的な運用の観点から、ガバメントクラウド共同利用方式を選択することを推奨しているほか、RFIの結果、一部の事業者を除き、原則としてASPが当該業務を担う想定としている状況から、区ではASPが運用管理補助者を兼ねる形態とするため、当該業務は調達単位①～④の中で委託を行う¹⁴。

また、共同利用方式を採用するシステム同士の連携を円滑に行うため、複数のガバメントクラウド運用管理者間の調整等を行う業務（以下「ガバメントクラウド統合運用管理補助業務¹⁵」という。）については、後述する回線運用（ネットワーク運用管理）補助者が各システムのクラウド環境へ分岐す

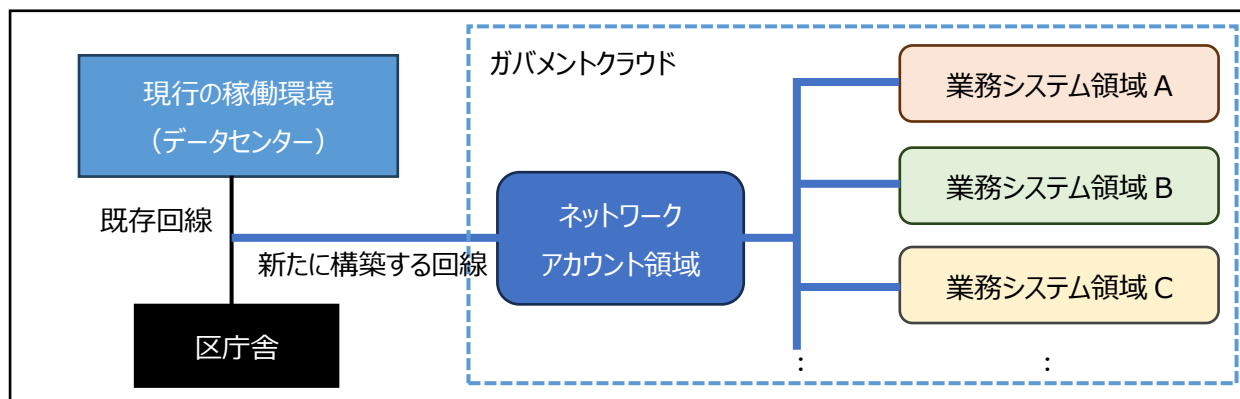
¹⁴ 調達単位①～③においては共同利用方式、調達単位④においては単独利用方式を採用する見込みである。

¹⁵ 「地方公共団体情報システムガバメントクラウド移行に係る手順書【第 2.0 版】」による。

る「ネットワークアカウント領域」を構築し統合的に管理する役割を行うことから、その役割と合わせて調達単位⑤の中で調達する。

なお、自治体は、ガバメントクラウドの利用を開始するに当たり、デジタル庁に対し、「ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約」の契約手続を行う必要がある。ガバメントクラウドの利用料は、CSP からデジタル庁を通じ、自治体へ毎月請求されることとなるが、請求や支払方法などについては、国が示すスキームに基づき処理を行っていく。

図表 4－6 ガバメントクラウドまでの概要図



（６）回線運用（ネットワーク運用管理）補助業務

国は、ガバメントクラウドへの接続について、デジタル庁が調達する「ガバメントクラウド接続サービス」を利用した接続方法を原則としてきたが、同サービスは令和 5 年度に終了し、クラウド利用料のほかガバメントクラウドへの接続に関する回線利用料等についても、接続方法に関わらず地方公共団体の負担を求めることとしたため、国が示す接続方法の例¹⁶を踏まえ、区において回線を独自調達する方法により構築を行う（調達単位⑤）。

また、国は回線調達のほか、庁内ネットワークからガバメントクラウドまでのルーティング設計や現行の稼働環境との調整などを行う事業者を「回線運用補助者（ネットワーク運用管理補助者）」と位置付けており、区においては、標準化対象外や移行時期の延伸により、一部のシステムが残置される現行の稼働環境（データセンター）と一体的に運用する必要があるため、当該業務も含めて調達単位⑤の中で委託を行う。

5 移行時期・方式

中央電算の標準化対象業務について、国が令和 7 年度までを移行支援期間としている一方で、移行に向けた準備作業には十分な期間を確保する必要があるため、令和 7 年 12 月末から令和 8 年 1 月にかけての年末年始（閉庁期間）に移行する。

小型電算についても、中央電算と同じタイミングで移行することが望ましいが、現行システム機器のリース期間や OS のサポート期限等も考慮し、個別に最適な移行時期を定めることとしている。その中

¹⁶ デジタル庁が発出した、令和 5 年 7 月 28 日付事務連絡「令和 6 年度地方公共団体情報システムにおけるガバメントクラウド接続の検討状況について（情報提供）」による。

で、システム間の連携について、関連するシステム同士での調整が必要になるため、可能な限り複数のシステムが同じタイミングで、かつリフトとシフトを同時に行うことを原則とする。

特定移行支援システムについては、該当すると思われるシステムが発生した場合、速やかに国等へ相談・申請を行うとともに、特定移行支援システムとして判定された場合でも、令和8年1月までに標準標準拠システムとのデータ連携を担保する必要があることから、主管課及び事業者とも綿密に調整を行いながら、適切に対応する。

さらに、所管省庁が認めた一部機能¹⁷について、移行後の実装等を可能にする経過措置が設けられたが、この場合であっても、遅くとも令和10年度末までには機能標準化基準に適合する必要があるため、事業者の開発状況や業務運用への影響等を踏まえて、早期に検討を行うこととする。

6 システム選定

(1) 選定方法

システムの選定方法は、基本的にシステム事業者の切替を行わずバージョンアップする方法（国の手順書における「Bパターン」、以下同じ。）を採用する。国は、事業者切替を前提にRFP等を実施する方法（同「Aパターン」、以下同じ。）を併せて示しているところだが、以下の理由からBパターンによる移行を行うものとする。

第一に、区は、令和3年1月に実施した住民情報系システムの再構築に当たり、2年以上かけてデータの整理（クレンジング）や仕様の調査分析を行い、業務フローの見直しやシステムの構成等を含めて慎重に検討し、プロポーザルによって現行事業者選定をしたところである。この間、基本的にシステムを利用する業務フローが大きく変化していない状況において、事業者切替により再度、新旧システムの分析・調整に時間や費用を要することは合理的でなく、事業者間で発生する調整により、移行に係るリスクが高まることも考えられる。

第二に、今回の標準化は、現行業務や現行システムを国の定める標準仕様書に合わせる取組であり、現行のシステム事業者は、標準化対象外の事務や区の独自施策、カスタマイズしている機能等、区の業務やシステムを熟知しているため、標準仕様書との差異（Gap）を漏れなく抽出し、実状を踏まえた適切な対応方法の提案が可能である。

第三に、標準化の取組は、令和7年度末までの限られた期間に、全国の自治体が一斉にシステム調達・切替を行うため、事業者のリソース不足が大きな課題となっている。令和4年11月に区が実施した「事業者意向調査」においても、標準化に対応したパッケージシステムの提供を予定していて、現行区と受託関係のない事業者12社のうち、区への新規受託が可能としたのは就学業務で1社のみであったが、それ以外は全て新規受託が不可であると回答している。確実に移行するためには、Bパターンでの移行を前提とし、早期に事業者のリソースを確保しておく必要がある。

第四に、Aパターンにより、これまで受託関係のない新規事業者とシステム構築を進めるとしても、

¹⁷ 実装必須機能のうち令和7年度末までに実装することが時間的に困難な機能（未実装機能）のほか、標準仕様書上は実装不可機能とされたもの（標準仕様書に位置付けられていない機能を含む。）で、令和7年度末までに削除することが時間的に困難な機能（残存機能）。

工期やリソース不足、円滑なシステム移行の観点から、標準化対応前のパッケージに乗り換えた後、標準準拠パッケージへの移行を行う「2段階移行」が条件になることも想定される¹⁸。この場合、財政面の負担だけでなく、データ移行結果の確認、運用テストや各種設定の検証作業、操作研修等、職員負担も大きく、現行事業者が標準化に対応できないなど、真にやむを得ない場合に限るものとする。

（２）適合性確認

機能標準化基準の適合性の確認については、標準準拠システムを利用する自治体が一義的に責任を有するとされている。標準準拠システムは、実装必須機能及び標準オプション機能を実装し、それら以外の機能を実装してはならないことから、標準準拠システムを利用する前に、それらの機能が実装されていること及びそれらの機能以外が実装されていないことを確認する。

共通標準化基準のそれぞれの構成要素における適合性の確認については、次のとおりとする。

- ① データ要件・連携要件に関する標準化基準の適合確認は、デジタル庁が提供するツールを使って実施する
- ② 非機能要件の標準については、S L A¹⁹その他受注者との取決めの項目として明示することで適合性を担保する
- ③ 共通機能の標準の適合性確認については、機能標準化基準の方法に準ずる

¹⁸ 現行ベンダが標準化対応しない業務システムについて、他業務において現在区と受託関係にあるベンダ２社に受託可否を確認したところ、いずれも「2段階移行」が条件であるとの回答であった。

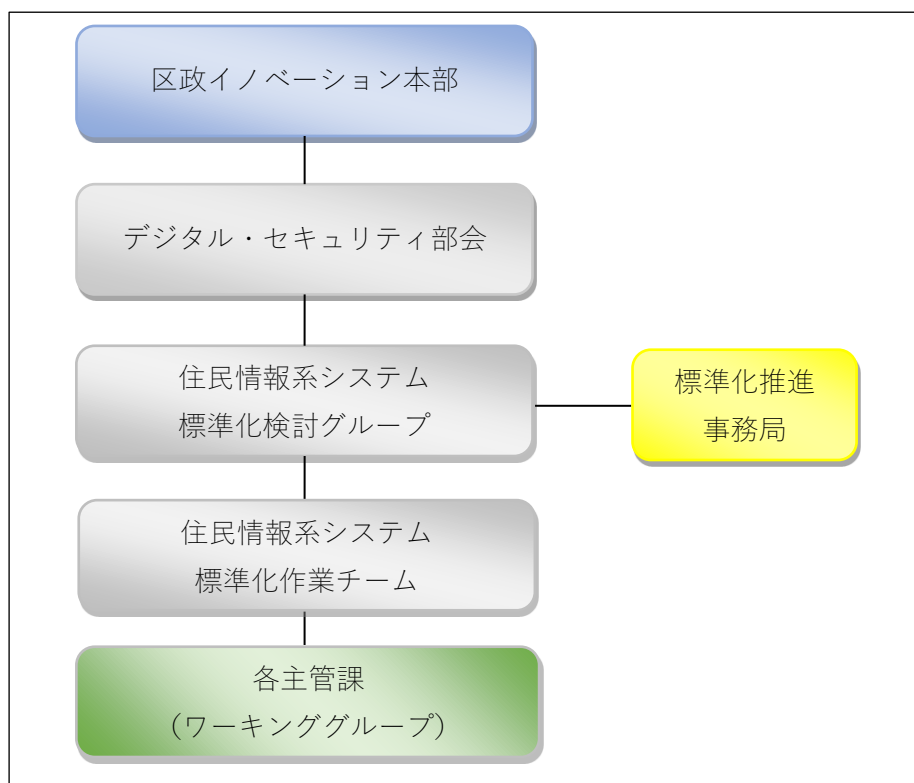
¹⁹ Service Level Agreement の略。「サービス品質保証」または「サービスレベル合意書」と呼ばれる、通信サービスやクラウドサービス等の提供を受ける際、そのサービス内容、責任範囲を明確かつ具体的に規定しておくことで、品質を正確に評価・管理できる。

7 推進体制

(1) 推進体制組織図

標準化の推進は、図表 7 - 1 の組織体制により行う。

図表 7 - 1 標準化推進体制図



(2) 各組織の役割

標準化に関する各組織の役割は、図表 7 - 2 のとおりである。

図表 7 - 2 推進体制の役割

組織名	役割
区政イノベーション本部	標準化の推進に係る特に重要な事項について審議、決定を行う。
デジタル・セキュリティ部会	標準化の推進に係る重要な事項について審議、決定を行う。
住民情報系システム標準化検討グループ	標準化の推進に係る全体的な検討、整理、調整を行う。
標準化推進事務局	標準化全体のプロジェクト管理を行う。主管課及び委託業者間の調整を行い、プロジェクト全体の円滑な推進を図る。情報管理課システム標準化担当が行う。
住民情報系システム標準化作業チーム	標準化の推進に係る検討、整理、調整を行う。また、各主管課間の連携、調整、情報提供等を行う。
各主管課（ワーキンググループ）	各業務における運用検討や事業者との調整、新システムの稼働に向けた資料作成や検証等を実施する。必要に応じて、業務を横断するワーキンググループ（WG）を構成する。

（３）PMO 支援業務委託事業者

標準化推進事務局である情報管理課が PMO（Project Management Office）²⁰担当部署として、全体の計画管理や各主管課及び事業者間の連携・調整等、推進責任者としての役割を担う。一方で、標準化に関係する主管課及び事業者は多岐に渡り、限られた期間に標準化を完了させるためには、専門的な知見をもとに構築作業を進めていく必要があると見込まれる。そのため、状況に応じて、情報システムの調達や構築、運用、管理等に関する専門知識と経験を有し、これらの支援に係るサービスを提供する事業者（以下「PMO 支援業務委託事業者」という。）による支援・協力を受けて進めていく。

8 スケジュール

国の手順書や自治体に対して行う進捗管理の項目等を踏まえ、図表 8－1 に示すスケジュールにより作業を進める。

令和 4 年度は、区が作成した「比較分析手順書」（4 杉並第 19126 号）に基づき、各主管課と事業者において、比較分析（Fit&Gap）作業を並行して進めたとともに、移行計画の具体化や調達に当たって必要な情報を収集するため、各事業者へ情報提供依頼（RFI）を実施した。

令和 5 年度以降、RFI の結果を分析するとともに、別紙「移行計画書」を作成し、スケジュールの詳細化を図ったところであるが、今後も国から示される情報や事業者の動向等により、スケジュールは変更する可能性がある。

図表 8－1 今後の主なスケジュール

予定時期	作業内容
・ 令和 5 年 2 月	補助金申請（令和 5 年度分）
・ 令和 5 年 2 月	RFI の実施
・ 令和 5 年 4 月	移行計画書の作成
・ 令和 5 年 4 月～6 月	RFI の結果分析
・ 令和 5 年 5 月～8 月	事業者と主管課の比較分析結果の突合作業
・ 令和 5 年 8 月～9 月	移行計画書の詳細化
・ 令和 5 年 8 月～翌年 6 月	各業務システムの詳細機能説明（基幹系業務システム）
・ 令和 5 年 9 月～10 月	次年度予算要求
・ 令和 6 年 2 月～3 月	ガバメントクラウド運用管理補助者等の選定
・ 令和 6 年 2 月～3 月	補助金申請（令和 6 年度分）
・ 令和 6 年 4 月～5 月	デジタル庁とガバメントクラウドの利用権付与等に係る契約締結
・ 令和 6 年 4 月～5 月	ガバメントクラウド運用管理補助者と契約締結
・ 令和 6 年 4 月～5 月	各業務のシステム開発事業者と契約締結
・ 令和 6 年 4 月～9 月	文字同定結果・文字変換方針の合意

²⁰ 組織内における個々のプロジェクトマネジメントの支援を横断的に行う部門のこと。

- ・ 令和 6 年 5 月～ ガバメントクラウドとの接続、個別領域の環境設定
- ・ 令和 6 年 6 月～ 特定個人情報保護評価（PIA）の実施²¹
- ・ 令和 6 年 9 月～ 各業務システムの運用・機能確認（適合性確認等）
- ・ 令和 6 年 11 月～ 各業務システムのデータ移行・各種設定
- ・ 令和 7 年 4 月～ 各業務システムのテスト・研修
- ・ 令和 7 年 5 月～ 条例・規則等改正
- ・ 令和 7 年 9 月～ 次期システムに合わせた既存環境の設定変更（端末整備等）
- ・ 令和 8 年 1 月 標準準拠システム稼働開始（特定移行支援システムを除く）

9 本方針の改定

本方針は、国の方針やガバメントクラウド先行事業の検証結果、または RFI の結果等により、今後必要に応じて改定する。また、移行工程や手順の詳細等については、別途作成する移行計画書の作成及び検討の段階において、具体化を図る。

²¹ 国の手順書は、「原則、特定個人情報ファイルを保有する前又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に実施するものとされているところ、システム開発を伴う場合は、プログラミング開始前の適切な時期に評価を実施又は再実施する必要がある。パッケージシステムをノンカスタマイズで利用する場合は、システム等を稼働させるサーバ等へのパラメータ設定等の適用が行われることにより、サーバ等に直接的に変更を加えることになるため、プログラミングに相当するものとして、システムへの適用を実施する前までに評価を実施する必要がある。」としている。

別添 用語集

【A S P】

Application Service Provider の略。インターネット上でアプリケーションを提供するサービス事業者のこと。標準化の文脈においては、地方公共団体が標準準拠システム等を利用するために、業務アプリケーション等の構築、提供、運用保守等の提供を受ける一切の事業者のことをいう。

【B P R】

Business Process Reengineering の略。「業務改革」とも呼ばれ、業務のプロセス全体について、詳細に分析・評価・改善をことにより、抜本的な効率化と利便性向上の双方を実現すること。

【C S P】

Cloud Service Provider の略。クラウドサービスを提供する事業者のこと。標準化においては、ガバメントクラウドとして利用するために、デジタル庁がクラウドサービス等の提供を受ける契約を締結した事業者のことをいう。なお、区が利用する CSP は、OCI (Oracle Cloud Infrastructure) 及び AWS (Amazon Web Services)。

【P M O】

組織内における個々のプロジェクトマネジメントの支援を横断的に行う部門や構造システムのこと。

【R F I】

Request For Information の略。情報システムの導入や業務委託を行うに当たり、発注先候補の業者に情報提供を依頼すること。調達条件などを決定するために必要な情報を集めるために発行するもので、一般的にはこれを基に RFP を作成し、具体的な機能要件の提案業者に求めて発注先の選定に移る。

【R F P】

Request For Proposal の略。情報システムの導入や業務委託を行うに当たり、発注先候補の業者に具体的な提案を依頼する文書。必要なシステムの概要や構成要件、調達条件が記述されている。

【S L A】

Service Level Agreement の略。「サービス品質保証」または「サービスレベル合意書」と呼ばれ、通信サービスやクラウドサービス等の提供を受ける際、そのサービス内容、責任範囲を明確かつ具体的に規定しておくことで、品質を正確に評価・管理できる。

【オールインワンパッケージシステム】

ASP が複数の業務システムを 1 つのパッケージシステム（単一製品）として一体的に提供する場合における当該システム群のこと。

【回線運用補助者（ネットワーク運用管理補助者）】

庁内ネットワークからガバメントクラウドまでのルーティング設計や現行の稼働環境との調整などを行う事業者のこと。

【カスタマイズ】

自治体等の業務に合わせて、システム提供事業者がパッケージシステムの機能へ追加・変更・削除を行うこと。カスタマイズしていないものは、ノンカスタマイズと呼ぶ。

【ガバメントクラウド】

国や地方の行政機関等が共同で利用するクラウド基盤のこと。デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第29条の規定に基づき、デジタル庁が政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから、別途定める要件を満たすクラウドサービス事業者（CSP）と契約を締結し整備する。

【ガバメントクラウド運用管理補助者】

自治体がガバメントクラウド領域に係る利用権限の一部又は全部を付与し、クラウドサービス等の運用管理の補助を委託する事業者のこと。

【ガバメントクラウド統合運用管理補助者】

複数のガバメントクラウド運用管理補助者を統合的に調整、運用する業務を担う事業者のこと。

【関連システム】

標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステムその他、標準準拠システムと同じくガバメントクラウドに構築することが効率的であると地方公共団体が判断するシステムのこと。

【クラウド】

クラウドコンピューティングを指す。情報システムを外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用すること。

【サブユニット】

各業務の標準仕様書において、1つの業務を細分化し、その一部分を1システムとみなすことで分割調達を可能とする場合に設定される単位のこと。

【実装必須機能】

標準準拠システムにおいて、実装しなければならない機能のこと。

【実装不可機能】

標準準拠システムにおいて、実装してはならない機能。該当機能が実装されている場合、標準仕様に準拠しているとはいえない。

【シフト】

標準化において、現行システムを標準準拠システムへ切替える（アプリケーションを標準化する）こと。

【パッケージシステム】

特定の市区町村の業務内容、運用を対象に開発したものではなく、業務に共通して必要な機能を汎用品（既製品）として販売されているシステムのこと。逆に、既存のソフトウェア製品を利用せず、新規に開発を行うことを「スクラッチ開発」という。

【比較分析（Fit&Gap）】

パッケージシステムの導入に当たって、システムの機能と利用者の業務要件との差異を明らかにし、その結果について分析を行うこと。標準化に当たっては、業務を標準仕様に合わせていくという視点で実施する必要がある。

【標準オプション機能】

標準準拠システムにおいて、実装してもしなくても良い機能。実装するかは事業者の販売戦略であり、どの事業者の標準準拠システムを選択するかは、自治体の判断とされている。

【標準化】

標準化法が定める、標準化基準に適合する業務システム（標準準拠システム）の導入とガバメントクラウドの利用を基本とした、自治体の住民情報系システムにおける取組のこと。基本的な事項については、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（基本方針）に定められている。

【標準化検証機能】

標準化対象業務において、標準仕様書の中で標準化対象外と明記されていないが、実装必須機能、標準オプション機能、実装不可機能のいずれにも位置付けられていない機能であって、自治体や事業者の創意工夫により試行的に実装する機能のこと。他の自治体でも必要性が高いと考えられる場合に限るほか、実装する自治体においてその内容を公表し、費用対効果の検討結果を他の自治体と共有すること等の条件が付されている。

【標準仕様書】

標準化法第6条第1項に基づき定める基準（機能標準化基準）で定める内容を盛り込んだ、各システムが提供する機能に関する要件の標準を規定した仕様書のこと。機能標準化基準が規定する機能の要件には、(1)実装必須機能、(2)標準オプション機能、(3)実装不可機能があり、機能要件の標準、画面要件及び帳票要件の標準から構成される。その他、標準化法第7条第1項に基づき定める基準（共通標準化基準）に係る仕様書においては、データ要件・連携要件の標準、サイバーセキュリティ及びガバメントクラウドに関する事項並びに共通機能の標準について規定されている。

【ベンダロックイン】

特定事業者の技術に依存した製品・サービス等を採用したことにより、他事業者への切替が困難になること。競争原理が働きにくく、費用の高止まりや契約形態の硬直化などの問題が生じる。

【マイナポータル】

子育てや介護など、行政手続のオンライン窓口としての機能を有した、デジタル庁が提供するウェブサイトのこと。オンライン申請のほか、行政機関等が保有する国民自身の情報の確認や、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスが利用できる。

【リフト】

標準化において、業務システムの稼働環境をガバメントクラウド等へ移行すること。